

桐生市地域防災計画 (修正案)

水 防 計 画 編

桐 生 市 防 災 会 議

令 和 年 月

目 次

第1章	総 則.....	水-1
第2章	水防本部及び水防組織.....	水-1
第3章	水防設備と水防活動.....	水-2
第4章	重要水防区域及び土石流危険渓流.....	水-6
第5章	ダム及び水門等操作.....	水-6
第6章	水防詰所、水防倉庫及び備蓄資材.....	水-7
第7章	雨量及び水位情報.....	水-8
第8章	洪水予報.....	水-10
第9章	水防警報.....	水-12
第10章	避難のための立退き.....	水-14
第11章	警戒区域の指定.....	水-15
第12章	決壊・漏水等の通報及びその後の措置.....	水-15
第13章	協力応援.....	水-15
第14章	水防解除.....	水-17
第15章	水防報告.....	水-17

第1章 総 則

1 目的

この計画は、水防法第4条の規定に基づき群馬県知事から指定された水防管理団体たる桐生市が、同法第33条第1項の規定に基づき、桐生市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、桐生市の地域にかかる河川の洪水、内水(水防法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。)の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の福祉を保持することを目的とする。

2 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 水防管理団体
水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう(水防法第2条第2項)。
- (2) 指定水防管理団体
水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう(水防法第4条)。
- (3) 水防管理者
水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう(水防法第2条第3項)。
- (4) 消防機関
消防組織法第9条に規定する消防の機関(消防本部、消防署及び消防団)をいう(水防法第2条第4項)。
- (5) 消防機関の長
消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう(水防法第2条第5項)。

第2章 水防本部及び水防組織

1 桐生市水防本部

- (1) 水防本部の設置
水防管理者(市長)は、群馬県知事(県危機管理課)から気象注意報及び気象警報等の通報を受け、洪水のおそれがあると認められるときは、桐生市水防本部を市庁舎内に設置し、水防事務を処理する。
- (2) 水防本部の閉鎖
洪水のおそれが解消し、水防活動が終了したときは、水防本部を閉鎖する。
- (3) 桐生市災害警戒本部及び災害対策本部との連携
水防本部は桐生市災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたときは、災害警戒本部又は災害対策本部に統合され水防事務を処理する。
ただし、気象予警報解除及び水防警報解除等が発令されるまでは水防本部は存続する。

2 水防組織

水防本部組織の構成は、災害警戒本部に準ずる。なお、班は、状況に応じて設置する。

第3章 水防配備と水防活動

1 水防配備

水防本部長は、水防法第10条第3項の規定により洪水の恐れがあると認められるとき、洪水による危険があると予想されたときは、次の基準により水防配備につかせる。

(水防配備の基準)

配備区分	配備の時期	体制	配備人員
警戒配備	水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動が必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第1配備の招集その他の活動ができる体制	数名の職員が対応
第1配備 第2配備	1 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき 2 水防本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動(災害の応急対策)が遅滞なく遂行できる体制	各班の所属職員の約半数を動員
第3配備	1 激甚な災害が予想されるとき又は危険性が大で第2配備で処理できがたいと認められるとき 2 水防本部長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき	完全な水防体制	所属職員の全員及び応援を求められた部局の職員を動員

注) 桐生市災害警戒本部及び災害対策本部が設置された場合は、各本部の基準によるものとする。

2 水防活動

(1) 待機・出動

水防管理者は、水防法第16条の規定に基づく水防警報が発表されたとき、又は河川の水位が知事の定める氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき、その他、水防上必要があると認められるときは、水防団又は消防機関を、次に定める基準により出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。この場合、「水防活動速報報告書(資料編)」により直ちに出動状況を所轄現地指導部長に報告しなければならない。

ア 待機

待機命令は、次の状況の際発するものとし、水防団又は消防機関の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の状況を把握することに努め、又は一般団員を直ちに、次の段階に入れるような態勢におくものとする。

(待機基準)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 洪水予・警報等、河川状況により必要と認められるとき 2 県水防本部が待機の態勢に入ったとき 3 水防警報(待機)が発せられたとき |
|--|

イ 出動準備

出動準備命令は、次の状況の際発するものとし、水防団及び消防機関の責任者等は、所定の詰所に集合し、資材の整備、点検、作業員の配備計画等にあたり、ダム水門等の水防上重要工作物のある箇所への派遣、水位観測所、堤防巡視等のため、一部団員を出動させること。

(出動準備基準)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき 2 気象状況等により水害の危険が予知されるとき |
|---|

ウ 出動

出動命令は、次の状況の際発令するものとし、水防団及び消防機関の全員が所定の詰所に集合し、あらかじめ水防計画に定められた配備につくものとする。

(出動基準)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報(出動)が発せられたとき 2 河川の水位が氾濫注意水位に達したとき 3 急激な豪雨があったとき 4 堤防に特に危険な箇所がある場合等で、水防活動を行う必要が認められるとき |
|--|

(2) 巡視警戒

ア 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防等の管理者(以下「河川等の管理者」という。)に連絡して必要な措置を求めるものとする。上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。水防管理者等が、出水期前や洪水経過後に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、第13章に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

イ 出水時(洪水)

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、「重要水防箇所(資料編)」を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第12章に定める決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

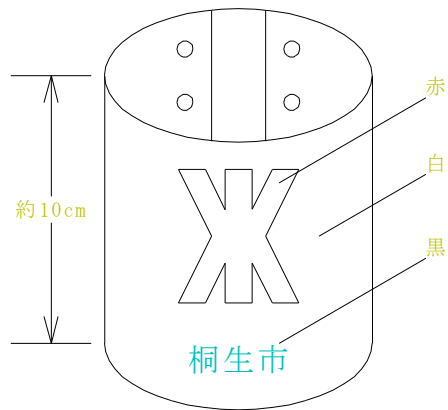
- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇 2 堤防の上端の亀裂又は沈下 3 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ 4 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ 5 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合 6 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状 |
|--|

3 水防標識、信号及び身分証明

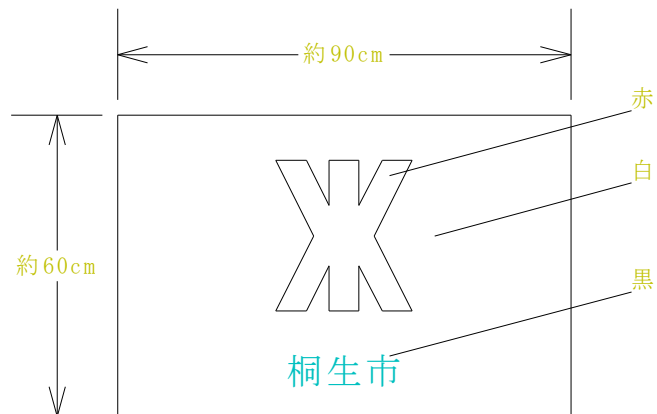
(1) 水防標識

水防作業は、迅速かつ規律正しい団体行動をとるため、次の標識を定める。

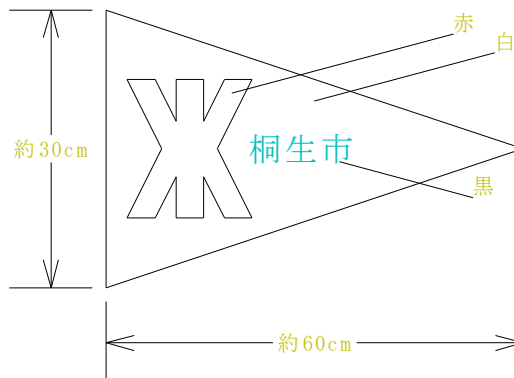
ア 水防要員の標識(左腕につける)



イ 水防詰所の標識



ウ 水防用緊急自動車の標識



(2) 水防信号

水防法第20条第1項の規定により、水防に用いる信号は、次のとおりとする。

区 分	警鐘信号	サイレン信号					
第1信号 (全員出動)	○－○－○	5 秒	6 秒	5 秒	6 秒	5 秒	6 秒
	○－○－○						
	○－○－○	○—	休止	○—	休止	○—	休止
第2信号 (住民避難)	乱 打	3 秒	2 秒	3 秒	2 秒	3 秒	
		○—	休止	○—	休止	○—	
備 考	1. 信号は、適宜の時間継続とすること。 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3. 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知すること。 4. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。						

(注) 1 第1信号は、本部員全員が出動すべきことを知らせる。

2 第2信号は、必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる。

(3) 身分証明書

水防法第49条第2項の規定により、桐生市の水防職員が携帯する身分証明は、次のとおりとする。

表	9 cm		6 cm
	第 号		
	身 分 証 票		
	職氏名 生年月日 上記の者は水防法第49条に基づく職員であることを証する。		
	年 月 日		
	桐生市長	印	

裏

水防法抜粋 第49条都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
--

本章の関係資料

資料編 9-1-1 水防活動速報報告書(付表-1)

第4章 重要水防区域及び土石流危険渓流

1 重要水防箇所

桐生市の重要水防箇所については、資料編に示すとおりである。

2 土石流危険渓流

桐生市の土石流危険渓流については、資料編に示すとおりである。

本章の関係資料

- 資料編 2-1 重要水防箇所一覧表
同 2-2 土石流危険渓流一覧表

第5章 ダム及び水門等操作

水防上重大な関係を有するダム、水門等について、管理者及び責任者は、気象状況及び水位の状況を判断して開閉操作を行う。

1 水門・樋管等の操作

桐生市で管理する水門・樋管等については資料編に示すとおりである。

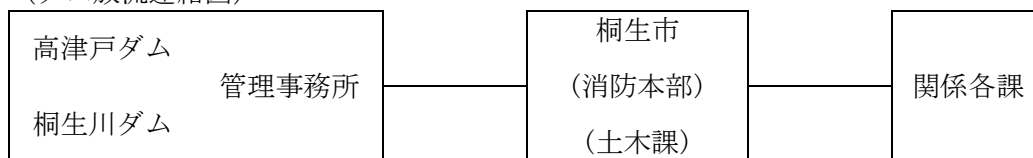
2 ダムの操作

河川名	ダム名称	位置	所轄	通報責任者
渡良瀬川	高津戸ダム	みどり市大間々	群馬県	渡良瀬発電事務所長 73-0717
桐生川	桐生川ダム	桐生市梅田町四丁目	〃	桐生土木事務所長 53-0121

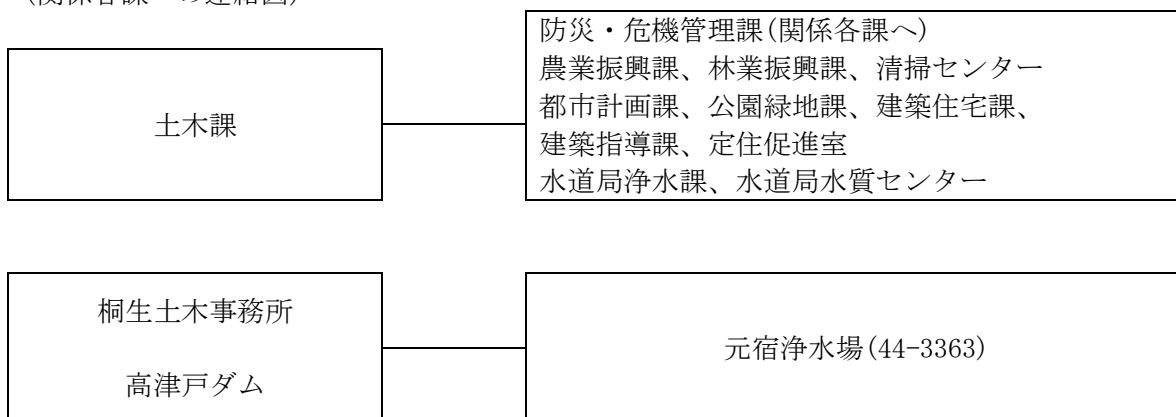
ダムからの放流により、下流に急激な水位の上昇が生じると予想されるときは、警報塔でのサイレン及び沿線住民に警報車で知らせる。

- (1) 高津戸ダム
ダムから赤岩橋までに7か所の警報塔でサイレンを鳴らすとともに、警報車で放流を知らせる。
- (2) 桐生川ダム
ダムから天神町三丁目までに10か所の警報塔でサイレンを鳴らすとともに、警報車で放流を知らせる。

(ダム放流連絡図)



(関係各課への連絡図)



本章の関係資料

資料編 7-1 桐生市で管理する水門・樋管等

第6章 水防詰所、水防倉庫及び備蓄資材

1 水防詰所

水防活動のため出動する詰所は、資料編に示すとおりである。

2 水防倉庫及び備蓄資材

水防倉庫及び備蓄資材は、資料編に示すとおりであるが、常に器具・資材を補充し、緊急に備える。

3 輸送の確保

水防時における輸送経路については、水防本部において市内各所からの通報に基づき、その状況を把握し、通行路線を的確に定め、輸送の正確を測るものとする。

本章の関係資料

資料編 7-2 水防詰所

同 7-3 水防倉庫及び備蓄資材

第7章 雨量及び水位情報

雨量及び水位については、桐生土木事務所からの連絡及び防災情報提供センター、気象庁のホームページなどを利用して情報収集にあたる。

(雨量観測施設)

区分	河川名	位置	通報先	観測者	電話
県施設	渡良瀬川	相生町二丁目331	桐生土木事務所 (テレメーター)	桐生土木事務所	0277(53)0121
	桐生川	※梅田町四丁目 桐生川ダム	(")	桐生川ダム管理事務所	0277(32)0566
	桐生川	※梅田町五丁目 (津久原)	(")	"	"
	黒川	菱町二丁目	(")	"	"
県以外の施設	渡良瀬川	※元宿町	気象庁 (テレメーター)	前橋地方気象台	027(896)1220
	"	※黒保根町水沼	気象庁 (テレメーター)	前橋地方気象台	"
	"	※小梅町1-7 (桐生)	国土交通省 (テレメーター)	渡良瀬川河川事務所	0284(73)5558
	"	※みどり市(大間々)	(")	"	"
	"	※日光市足尾町向原 5-17足尾砂防出張所	(")	"	"
	桐生川	※梅田町五丁目 (津久原)	(")	"	"
	"	梅田町二丁目 (梅田中学校)	(自 記)	"	"
	山田川	川内町五丁目(山田川)	" (テレメーター)	"	"
	小黒川	※黒保根町下田沢 (花見ヶ原)	" (テレメーター)	"	"
	小黒川	※黒保根町下田632 (楡沢)	" (テレメーター)	"	"
		新里町武井693 (桐生市新里支所)		新里支所 地域振興整備課	0277(74)2218

(注) ※防災情報提供センターのホームページに表示されます。
消防本部通信指令室からも雨量観測結果が得られます。

(水位観測施設)

区分	河川名	位置	通報先	水位 (m)				観測者
				水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	
県施設	桐生川	桐生市 梅田町 一丁目 (上久方)	桐生土木事務所 (テレメーター)	2.20	3.10	4.20	4.58	桐生土木事務所 0277(53)0121
	山田川	桐生市 川内町 五丁目	(")	1.08	1.63	1.81	1.98	"
県以外 の施設	渡良瀬川	みどり市 大間々町 (高津戸)	国土交通省 (テレメーター)	2.20	3.30	4.40	5.00	渡良瀬川河川事務所 調査課 0284(73)5558
	桐生川	桐生市東 五丁目 (広見橋)	(")	1.70	2.00	3.00	3.70	"

(注) テレメーターによる水位観測は、防災情報提供センターのホームページに表示されます。

(通報基準)

- 1 水防団待機水位に達したときから、同水位を下るまでの間毎時間ごと。
- 2 氾濫注意水位に達したとき。
- 3 避難判断水位に達したとき。
- 4 最高水位に達したとき。
- 5 避難判断水位を下ったとき。
- 6 氾濫注意水位を下ったとき。
- 7 水防団待機水位を下ったとき。
- 8 急激に水位が上昇したとき。

(欠測時の措置)

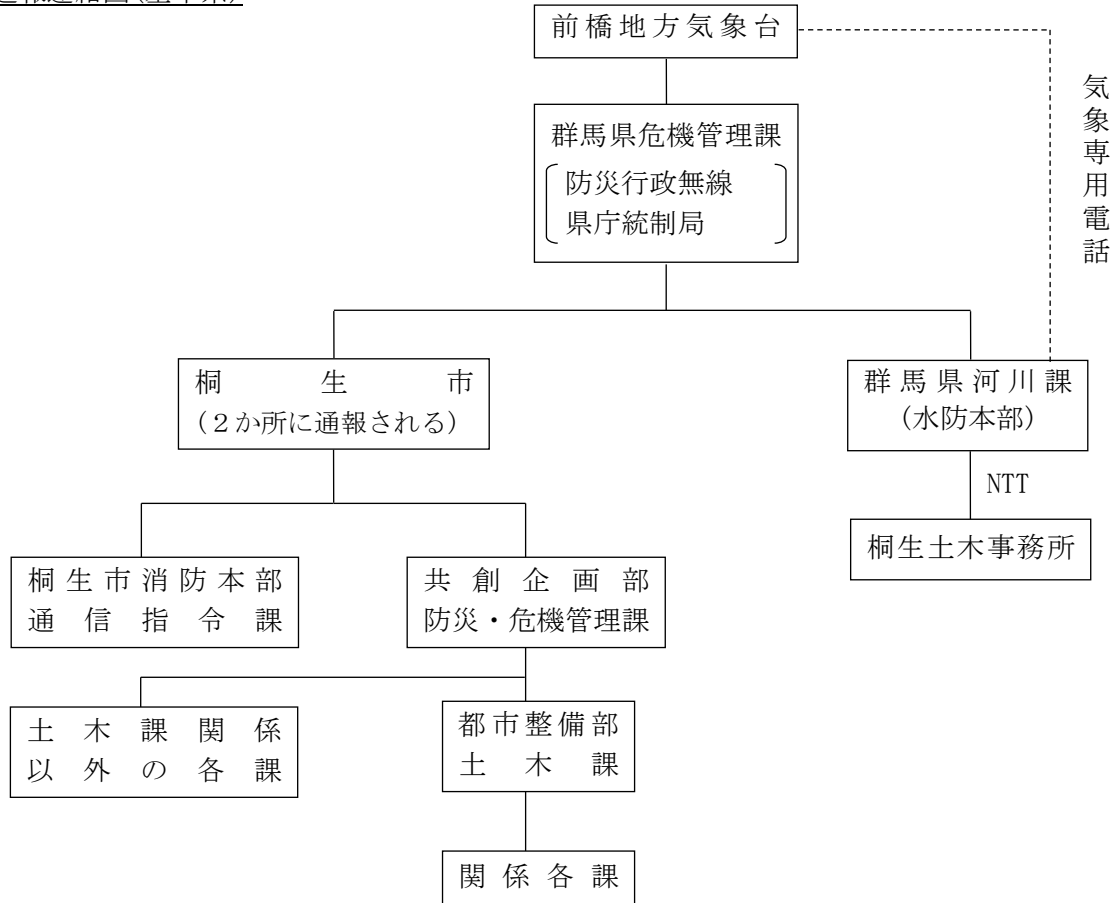
- 1 量水標管理者は、自らの管理に係る観測所等において欠測等が生じ、水位の通報及び公表ができない状況であることが判明した場合は、速やかに欠測等の原因を究明し早期の復旧に努めるとともに、その状況を関係機関等に速やかに周知すること。
- 2 欠測等により水位の通報及び公表ができない観測所を代替する観測所がある場合は、併せて関係機関等に周知すること。

第8章 洪水予報

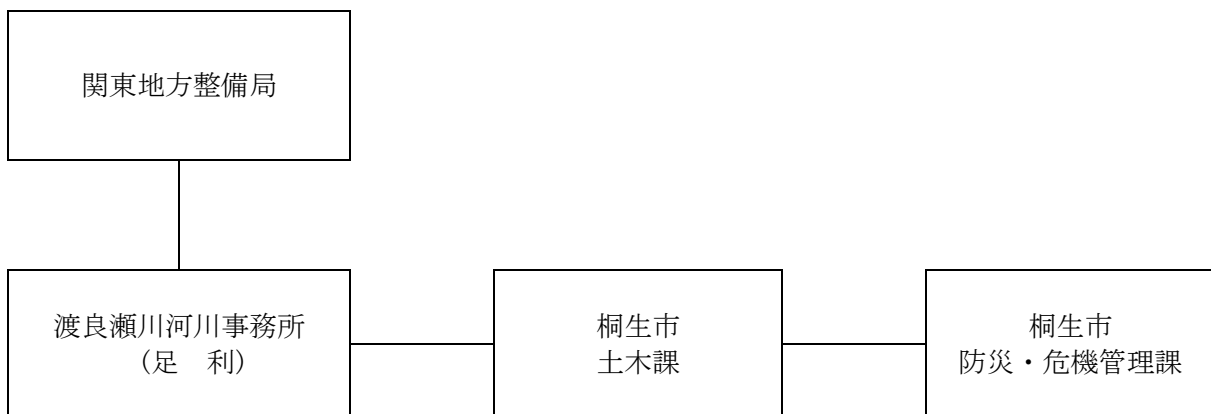
群馬県危機管理課からの防災行政無線電話で通知がある。

洪水予報の受信とともに、防災情報提供センターのホームページ等により洪水予報(警報・注意報・情報)を収集する。

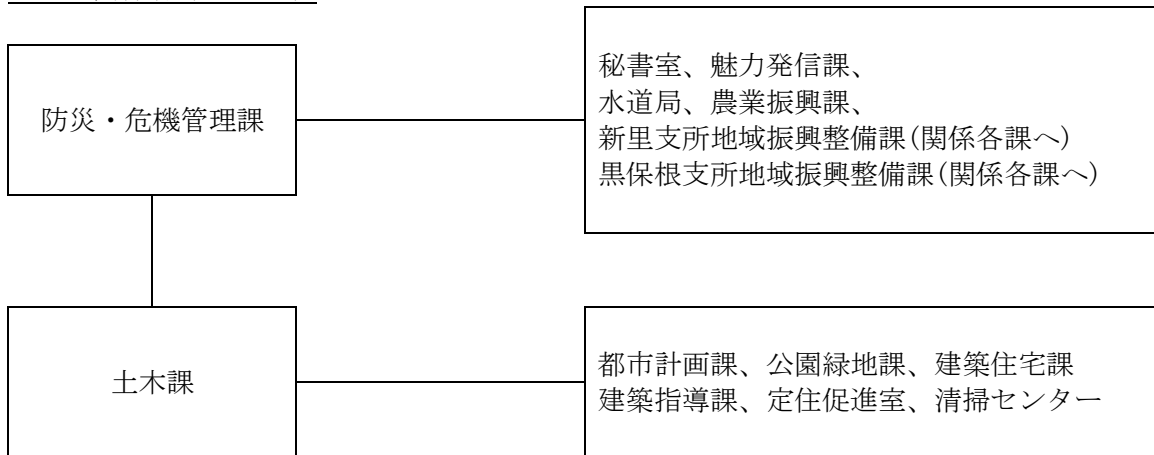
■通報連絡図(基本系)



■協力系連絡図 渡良瀬川上流(洪水予報)



■庁内関係各課への連絡



■気象警報・注意報の発表基準（令和2年8月現在）

種類		発表基準
気 象 注 意 報	大 雨 注 意 報	かなりの降雨があつて、被害が予想される場合に行う。 次のいずれかを超えると予想される場合 表面雨量指数基準 13(浸水害) 土壌雨量指数基準 70(土砂災害)
	洪 水 注 意 報	雨、長雨、融雪等の現象により河川の水が増し、そのため河川の堤防、ダムに損傷を与える等によって災害が起こる恐れがあると予想される場合に行う。 次のいずれかを超えると予想される場合 流域雨量指数基準 9.1(山田川流域)6.0(鏑木川流域) 5.2(蕨沢川流域) 指定河川洪水予報による基準 渡良瀬川上流部(高津戸・広見橋)
気 象 警 報	大 雨 警 報	大雨により重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合に行う。 次のいずれかを超えると予想される場合 表面雨量指数基準 25(浸水害) 土壌雨量指数基準 120(土砂災害)
	洪 水 警 報	大雨、長雨、融雪等の現象により河川の水が増し、そのため河川の堤防、ダムに損傷を与える等によって重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合に行う。 次のいずれかを超えると予想される場合 流域雨量指数基準 11.4(山田川流域)7.6(鏑木川流域) 6.6(蕨沢川流域) 指定河川洪水予報による基準 渡良瀬川上流部(高津戸・広見橋)

<参考>

「土壌雨量指数」は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指数で、土壌中に貯まっていると推定される雨水の量を指標化した数値である。「流域雨量指数」は、降雨による洪水発生の危険性を示す指数で、対象となる地域・時刻に河道内に存在すると推定される流域の雨水の量を指標化した数値である。いずれも解析雨量、降水短時間予報をもとに、およそ5km四方の領域ごとに算出する。

第9章 水防警報

水防法第 16 条の規定に基づき、洪水により国民経済上重大な損害を生ずる恐れがあると認めて国土交通大臣が指定した河川及び洪水により相当な損害を生ずる恐れがあると認めて県知事が指定したものについて、桐生土木事務所から水防警報の通報がある。

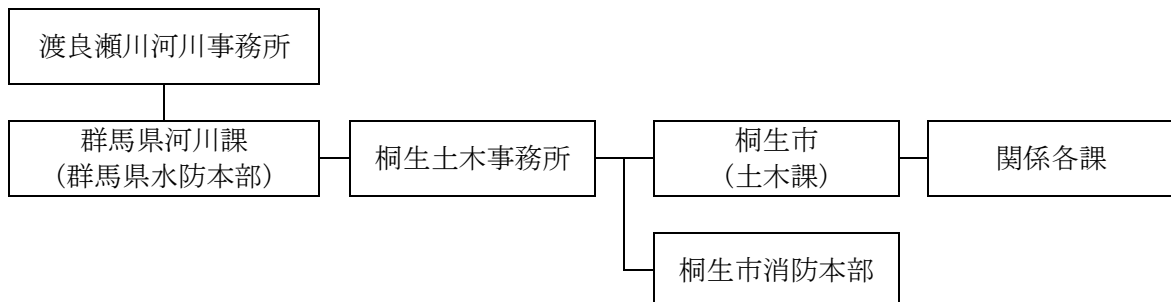
洪水予報の通報とともに、防災情報提供センター等のホームページ等により情報を収集する。

1. 国土交通大臣が行う指定河川の水防警報(端末機に表示される。)

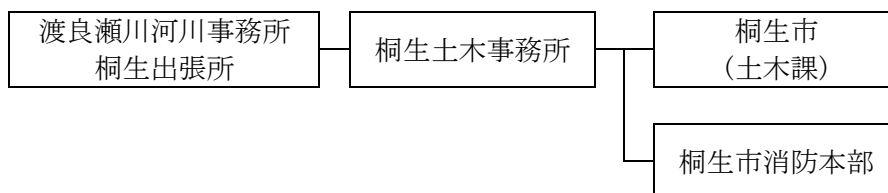
■ 基準水位

指定河川	基準水位 観測所名	水 防 団 待機水位	氾 濫 注意水位	避難判断 水 位	氾 濫 危険水位	計 画 高 水 位	実 施 機 関
渡良瀬川	高 津 戸	2.20 m	3.30 m	4.40 m	5.00 m	8.54 m	渡良瀬川河川事務所
桐 生 川	広 見 橋	1.70 m	2.00 m	3.00 m	3.70 m	4.00 m	〃

■ 警報連絡図(基本系)



■ 協力系連絡図



2. 県知事が行う指定河川の水防警報及び情報を通知する河川

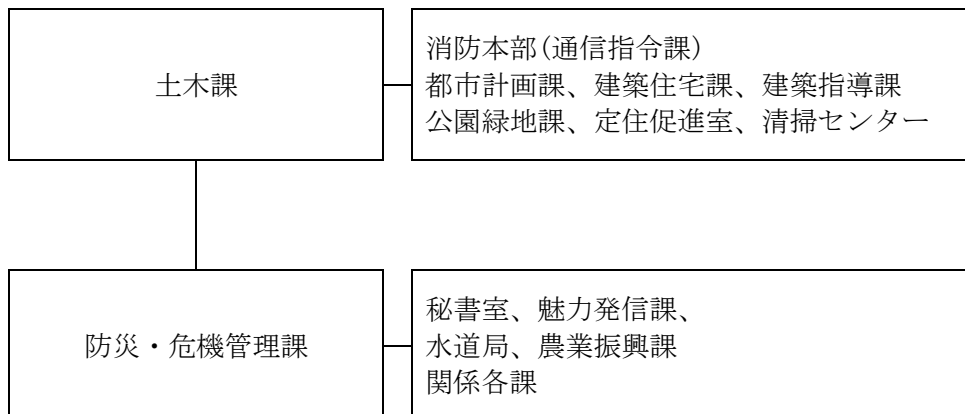
■ 基準水位

指定河川	観測所名	水 防 団 待機水位	氾 濫 注意水位	避難判断 水 位	氾 濫 危険水位	観 測 者
桐 生 川	上 久 方	2. 20m	3. 10m	4. 20m	4. 58m	桐生土木事務所 0277(53)0121
山田川	山田川	1. 08m	1. 63m	1. 81m	1. 98m	〃

■ 警報連絡図



■ 庁内関係各課への対応



3・水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況により特に必要と認められるとき。または、水防団待機水位に達したとき。 または、氾濫注意水位以下に下降したとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認められるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、または水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防から水があふれる、漏水、堤防斜面の崩れ亀裂その他、河川状況より警戒を必要とする事項を指摘し警告するもの	洪水警報等により、または既に氾濫注意水位を越え災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所ごとによる一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	水防団待機水位以下に下降したとき、または、水防団待機水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

第10章 避難のための立退き

- (1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認められる地域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合桐生警察署長にその旨を報告通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県桐生土木事務所長に速やかに報告するものとする。
- (3) 水防管理者は、桐生警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

第11章 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

第12章 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するものとする。通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市町村長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供するものとする。そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておくものとする。

2 決壊・漏水等の通報系統

決壊・漏水等の通報系統は、第9章のとおりとする。

3 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第13章 協力応援

1 河川管理者の協力及び援助(直轄河川)

河川管理者国土交通省関東地方整備局長は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報(川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像)の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫(決壊又は溢流)想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者(関係機関・団体)の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき(氾濫発生情報を発表する場合を除く)、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

2 河川管理者の協力及び援助(県管理河川)

河川管理者群馬県知事は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報(県管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報)の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫(決壊又は溢流)想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者(関係機関・団体)の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したとき(氾濫発生情報を発表する場合を除く)、河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

3 下水道管理者の協力(県管理下水道)

下水道管理者群馬県知事は、自らの業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- (1) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、下水道管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

4 水防管理団体相互の応援及び相互協定

- (1) 水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者又は、市町村長若しくは消防長に対し、応援を求めることができる。
- (2) 応援を求められた者は、自からの区域で水防活動を行う必要があるための応援の余裕がない場合、その他やむを得ない事情がある場合以外は求めに応じなければならない。
- (3) 隣接する水防管理団体は、あらかじめ協力、応援等水防事務に関し、相互協定をして非常事態に対処できるよう準備を整えて置くものとする。特に、指定水防管理団体は、隣接市町村間の応援に関する具体的事項を水防計画に定めておくものとする。

第14章 水防解除

1 水防管理団体の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。なお、配備を解除したときは、所轄建設事務所を通じ水防本部に報告するものとする。

2 水防団及び消防団の非常配備の解除

水防団及び消防団の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、水防団員及び消防団員は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。また、使用した資器材は、手入れして所定の位置に設備する。

第15章 水防報告

水防活動が終結した場合、2日以内に水防管理団体及び土木事務所長は、次により水防本部長に報告するものとする。また、水防本部長は、当該水防管理者からの報告について国土交通省(関東地方整備局)に報告するものとする。

1 水防管理団体

水防管理者は、「水防実施状況報告書(資料編)」に「水防実施箇所別表(資料編)」及び「水防活動報告書(資料編)」を添えて遅滞なく所轄土木事務所を経由し、知事に報告する。

本章の関係資料

- | | | |
|-----|-------|--------------------|
| 資料編 | 9-1-2 | 水防実施状況報告書(付表-2(1)) |
| 同 | 9-1-3 | 水防実施箇所別表(付表-2(2)) |
| 同 | 9-1-4 | 水防活動報告書(付表-2(3)) |

